

2024年7月14日

岡山地方最低賃金審議会 御中

郵政産業労働者ユニオン中国地方本部  
委員長 小野康邦

## 岡山県最低賃金の改定決定に係る意見書

私たち郵政産業労働者ユニオンは、郵便局とその関連事業に従事する労働者で組織する労働組合です。郵便局では約半数の社員が非正規雇用であり、雇用形態の違い、所属する会社の違いを超えて、差別をなくしみんなで豊かな暮らしができるよう活動しています。

日本国憲法第25条第1項には「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と明記されていますが、はたして現実にはすべての国民がその権利を保障されているのでしょうか？

年収200万円以下の労働者は全国で1千万人以上といわれています。貯蓄なしの世帯は増え続け、貧困は一層深刻化しています。加えて、近年の国際的な燃料費等の高騰や円安の進行による消費者物価の大幅な上昇が続いていて、家計を圧迫しています。郵政で働く非正規労働者の時給は各都道府県の最低賃金に準拠していますが、賃金の上昇が物価の上昇にまったく追いついていません。

私たちの職場で働いている非正規労働者の中には、夜勤手当を得るため夜から翌日の朝までの深夜帯で働く人や郵政の仕事を終えた後、別の仕事に就くダブルワーカーもいます。生活のために健康にかかるリスクを承知の上で、身体への過酷な負担を我慢し、少しでも収入を多く得るためにやむを得ない選択を強いられている仲間が多数います。

最低賃金は、健康で文化的な最低限度の生活を保障するものでなければなりません。

私たちの労働組合は、ここ数年来「全国一律1500円」を最低賃金とするよう訴えてきました。物価の急激な高騰により、それでも足りないとの思いを強くしていますが、岡山地方最低賃金審議会として、「1500円」へ早急に近づけていただけることを切望します。